

光市勢要覧作成業務仕様書（案）

1 業務名

光市勢要覧作成業務

2 業務の目的

新市誕生20周年を契機として、多くの人にひかりの魅力を伝え市民の愛着を深めるとともに、全国に向けて本市の誇りを紹介することで新たなつながりを創出するため、「まちの名刺」となる市勢要覧を作成するもの。

3 委託期間及び納入期限

(1) 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(2) 納入期限

令和6年9月13日（金）

4 業務内容

(1) 企画・構想

ア コンセプトに沿ったタイトル及び掲載項目の提案

3つの都市宣言（おっばい都市宣言、自然敬愛都市宣言、安全安心都市宣言）を基調としたまちづくりや本市の特徴等に関して写真、イラスト、図表等を用いてビジュアル的にわかりやすく紹介する。

コンセプト 3つの都市宣言×まち・ひと・ものづくり⇒未来づくり

イ 角田光代氏の寄稿

直木賞作家角田光代氏から本市について寄稿いただくこととなっている。

寄稿の内容は市外に向けて本市を紹介するとともに、角田氏の本市に対する印象や体験を通じた感想などにより、市民が普段は意識しない本市の良さや魅力を再発見できるものを想定している。

寄稿を活かした配置構成等、本市の魅力発信に関する提案をプロポーザルで受けた後に、角田氏への依頼を行う。

角田氏への依頼や校正などの調整及び寄稿への謝金の支払いは本市が行うものとする。

本市と角田氏とのご縁

角田氏が選考委員を務める地域活性化センター主催の第25回ふるさとイベント大賞で本市のまちぐるみウエディングが「ふるさとキラリ賞」を受賞した際、つながりを活かした工夫等を評価いただいた。このことを周知するため、市立図書館にて受賞記念特別ブースを設置するにあたり、角田氏から直筆のお祝いメッセージをいただいたことから、併せて角田光代作品の特別ブースを設置したほか、角田氏に参加いただいてオンライン・ビブリオトークを開催した。

また、令和4年10月には本市にお招きし、魅力溢れる場所での特別な体験や、評価されたまちぐるみウエディングイベントにも参加いただき、本市の魅力を体感いただいた。

- (2) 資料収集
 - ア 掲載資料の収集、取材、写真撮影、整理等を行うこと。
 - イ 写真撮影においては、ドローンを効果的に活用すること。必要な風景やイベント等の写真は受託者で撮影すること。ただし、過去の写真等が必要な場合は、本市がデータを提供する。
- (3) デザイン・編集
 - デザイン、レイアウト等を、次の点を重視し行うこと。
 - ア 持続可能で幸福感に満たされた本市の未来である「ゆたかな社会」を想起させ、手に取り開いてみたくなるような表紙
 - イ 本市のまちづくりや魅力が伝わり、まちづくりに参画したり住み続けたいくなるようなもの
 - ウ 市の「名刺」として、対外的にも使用することを念頭に、本市の特長を表現したもの
 - エ 本市の概要が文章だけでなく、写真やイラスト等で視覚的に伝わるもの
- (4) 原稿作成、監修
 - 原稿や図表、イラスト、マップ、画像等の作成、校正、監修等を行うこと。
 - 校正は3回以上行うこととする。
- (5) 印刷製本
 - 製版、印刷、製本、工程管理、納品等を行う。
- (6) データ作成
- (7) 打合せ協議
 - 業務着手時、中間時2回、校正時の4回以上を実施すること。
 - なお、本業務を円滑に、かつ効率的に実施するため、受託者は本市と常に緊密な連絡をとり、本業務の実施に当たり疑義等が生じた場合は、速やかに本市に確認するとともに、解決を図ることとする。
- (8) 本プロポーザルにおける企画提案のうち、本市が承諾した業務
- (9) 本業務を遂行するために必要な一切の業務

5 仕様、規格等

- (1) サイズ
 - A4版
- (2) 頁数
 - 18頁（表紙含む。）※提案内容により変更可能
- (3) 部数
 - 1500部
- (4) カラー
 - 両面フルカラー
- (5) 紙質
 - マットコート紙
- (6) 製本方法
 - 中綴じ
- (7) 成果物

ア 冊子と合わせPDFデータ及び編集可能（イラストレーター、インデザイン）なデータ、制作に使用した写真等のデータをCD-ROM又はDVD-ROM等に収納して2式納品すること。

なお、PDFデータは、元データと併せて市ウェブサイト等で公開することを考慮し、画質や容量を調整したのもも作成すること。

イ 成果物データの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は本市に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有する受託者固有の知識や技術に関する権利等については受託者に留保するものとし、この場合、本市は知識や技術に関する権利についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

ウ 本市は成果物に瑕疵（印刷不良、乱丁落丁等の製本不良、破損、本仕様書の品質が確保されない等）がある場合は、修補（刷り直し等）を請求する。この場合に要する経費はすべて受託者の負担とする。

(8) 納入場所

光市役所 政策企画部 企画調整課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

6 その他

- (1) 必要に応じて制作担当者が直接市へ出向き緊密に連携を図ること。
- (2) 最新技術等を用いた情報発信についての提案があれば積極的に行うこと。
- (3) 関係法令や条例等を遵守すること。
- (4) 再委託する場合は、あらかじめ本市に申し出を行い、承諾を得なければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者が協議の上決定する。
- (6) 本業務により知り得た情報等については、本市の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。